

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この規定および<u>末尾記載</u>の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>18～29. (省略)</p> <p>30. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といえます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>32～33. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">当座勘定規定</p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) この規定および<u>別に定める</u>手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>18～29. (省略)</p> <p>30. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、） <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>32～33. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">普通貯金規定</p> <p>1～16. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">普通貯金規定</p> <p>1～16. (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p><b>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～②（省略）  ③貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）  A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地  ④～⑤（省略）</p> <p><b>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>  (1)（省略）  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u>  ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u>  ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p><b>19～20. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p><b>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～②（省略）  ③貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）  A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地  ④～⑤（省略）</p> <p><b>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>  (1)（省略）  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></span>  ② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></span>  ③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>(追加)</u>  <span style="float: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></span></p> <p><b>19～20. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>教育資金贈与税非課税措置に関する特約</b></p> <p><b>1. (特約の適用範囲)</b>  (1)（省略）  (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。  ①～②（省略）  ③貯金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から202<u>3</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること  ④～⑧（省略）  (3)（省略）</p> <p><b>2～3. (省略)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>教育資金贈与税非課税措置に関する特約</b></p> <p><b>1. (特約の適用範囲)</b>  (1)（省略）  (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。  ①～②（省略）  ③貯金者が前号の契約にもとづき2013年4月1日から202<u>1</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること  ④～⑧（省略）  (3)（省略）</p> <p><b>2～3. (省略)</b></p>

(改正後)	(改正前)
<p><b>4. (贈与者死亡時の定め)</b>  第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 <u>(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)</u> に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 <u>(2021年4月以後に贈与契約を締結した場合は年数にかかわらず)</u> に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません <u>(2019年4月1日以後の贈与について適用)</u>。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p><b>5～15. (省略)</b></p> <p><b>16. (特約の変更)</b>  (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。  (2) (省略)</p> <p><b>17. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2021年4月1日現在)</u></p>	<p><b>4. (贈与者死亡時の定め)</b>  第1条第2項第3号による贈与日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、貯金者が当該贈与者からその死亡前3年以内 <u>(追加)</u> に取得した金銭について、教育資金非課税措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額（非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内 <u>(追加)</u> に取得した金銭の価額に対応する金額）を、当該貯金者が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなします。ただし、死亡の日において以下のいずれかに該当する場合は適用しません <u>(追加)</u>。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p><b>5～15. (省略)</b></p> <p><b>16. (特約の変更)</b>  (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。  (2) (省略)</p> <p><b>17. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2020年4月1日現在)</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約</b></p> <p><b>1. (特約の適用範囲)</b>  (1) (省略)  (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。  ① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>(2022年4月1日からは18歳)</u> 以上50歳未満であること  ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること  ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から202<u>3</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること  ④～⑧ (省略)  (3) (省略)</p> <p><b>2～15. (省略)</b></p> <p><b>16. (特約の変更)</b>  (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>規定</u>に基づいて変更するものとします。  (2) (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約</b></p> <p><b>1. (特約の適用範囲)</b>  (1) (省略)  (2) この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用し、次の各号の一にでも該当しない場合には適用しないものとします。  ① 貯金者が口座開設時点において20歳 <u>(追加)</u> 以上50歳未満であること  ② 貯金者が直系尊属との間で貯金者を受贈者とする贈与契約を締結し、口座開設時にその契約書の原本を当店に提示すること  ③ 貯金者が前号の契約にもとづき2015年4月1日から202<u>1</u>年3月31日までの間に直系尊属からの贈与により取得した金銭を、同期間内かつ取得した日から2か月以内に、貯金として預け入れること  ④～⑧ (省略)  (3) (省略)</p> <p><b>2～15. (省略)</b></p> <p><b>16. (特約の変更)</b>  (1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<u>特約</u>に基づいて変更するものとします。  (2) (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>成年後見支援貯金に関する特約</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (特約の変更)</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<b>規定</b>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>成年後見支援貯金に関する特約</b></p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (特約の変更)</p> <p>(1) この特約は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の変更の<b>特約</b>に基づいて変更するものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>総合口座取引規定</b></p> <p>1～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等<b>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指します。)</b>は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>総合口座取引規定</b></p> <p>1～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金<b>(追加)</b>活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等<b>(追加)</b>は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>営農貯金規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等<b>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</b>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>営農貯金規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等<b>(追加)</b>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年9月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">こども貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p>	<p style="text-align: center;">こども貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 (追加)</p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）(追加)</p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 (追加)</p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>普通貯金無利息型（決済用）規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といひます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といひます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>普通貯金無利息型（決済用）規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 貯金者等 (追加) から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といひます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと (追加)</p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 (追加)</p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと (追加)</p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 (追加)</p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）(追加)</p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 (追加)</p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>

(改正後)	(改正前)
総合口座（普通貯金無利息型）取引規定	総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
<p>1～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指します。</u>）は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>1～20. (省略)</p> <p>21. (休眠預金 <u>(追加)</u> 活用法におけるこの取引に係る取扱い)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) この取引における全ての貯金について、長期間お取引がない場合（当組合の当該各取引の規定により取扱います）、休眠預金等活用法にもとづきこの貯金に係る債権は消滅し、貯金者等 <u>(追加)</u> は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することとなります。</p> <p>22. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
貯蓄貯金規定	貯蓄貯金規定
<p>1～17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p>	<p>1～17. (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>19. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>20～21. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>20～21. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>納税準備貯金規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>納税準備貯金規定</b></p> <p>1～16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤ (省略)</p> <p>18. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>19～20. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>出資予約貯金規定</b></p> <p>1～14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p>	<p style="text-align: center;"><b>出資予約貯金規定</b></p> <p>1～14. (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p>



(改正後)	(改正前)
<p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤（省略）</p> <p><b>16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>17～18.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～②（省略）</p> <p>③貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>④～⑤（省略）</p> <p><b>16.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）</b></p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと（<u>追加</u>）</p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日（<u>追加</u>）</p> <p>② この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと（<u>追加</u>）</p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日（<u>追加</u>）</p> <p>③ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）（<u>追加</u>）</p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日（<u>追加</u>）</p> <p>17～18.（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～12.（省略）</p> <p><b>13.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①（省略）</p> <p>②貯金者等（<u>休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（単利型）</p> <p>1～12.（省略）</p> <p><b>13.（休眠預金等活用法に係る異動事由）</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>①（省略）</p> <p>②貯金者等（<u>追加</u>）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p>

(改正後)	(改正前)
<p>③ (省略)</p> <p>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みま</p> <p>す。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>1 5～1 6. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (<u>2021年4月1日</u>現在)</p>	<p>③ (省略)</p> <p>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みま</p> <p>す。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>1 5～1 6. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (<u>2020年4月1日</u>現在)</p>
<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～1 1. (省略)</p> <p>1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りま</p> <p>す。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止さ</p>	<p style="text-align: center;">スーパー定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～1 1. (省略)</p> <p>1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りま</p> <p>す。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止さ</p>

(改正後)	(改正前)
<p>れたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>れたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>②貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>②貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り。)</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。)<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">自動継続スーパー定期貯金規定 (複利型)</p> <p>1～11. (省略)</p> <p>12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り。)</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。)<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">大口定期貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">大口定期貯金規定</p> <p>1～11. (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p><b>1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）  A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>  (1) (省略)  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ①～② (省略)  ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u>  ④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u>  ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p><b>1 4～1 5. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p><b>1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）  A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>  (1) (省略)  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ①～② (省略)  ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u>  <span style="display: block; text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></span> ④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u>  <span style="display: block; text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></span> ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>(追加)</u>  <span style="display: block; text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></span></p> <p><b>1 4～1 5. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続大口定期貯金規定</b></p> <p><b>1～1 1. (省略)</b></p> <p><b>1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続大口定期貯金規定</b></p> <p><b>1～1 1. (省略)</b></p> <p><b>1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p>

(改 正 後)	(改 正 前)
<p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第 1 項第 2 号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、<u>強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。)</u> の対象となったこと、当該手続きが終了した日。<u></u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りません。)<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>1 4～1 5. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (<u>2021 年 4 月 1 日</u>現在)</p>	<p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第 1 項第 2 号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続きが終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りません。)<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>1 4～1 5. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (<u>2020 年 4 月 1 日</u>現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～1 1. (省略)</p> <p><b>1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第 2 条第 3 項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といひます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といひます。) の対象となっている場合に限りません。)</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第 1 項第 2 号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p>	<p style="text-align: center;"><b>期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～1 1. (省略)</p> <p><b>1 2. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b></p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といひます。) の対象となっている場合に限りません。)</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第 1 項第 2 号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p>

(改正後)	(改正前)
<p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>14～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるもの</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続期日指定定期貯金規定</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるもの</p>

(改正後)	(改正前)
<p>限ります。)、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>限ります。)<u>(追加)</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定 (単利型)</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限ります。)</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定 (単利型)</b></p> <p>1～12. (省略)</p> <p>13. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限ります。)</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u> 当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと <u>(追加)</u> 当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと (ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)<u>(追加)</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定 (複利型)</b></p> <p>1～12. (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>変動金利定期貯金規定 (複利型)</b></p> <p>1～12. (省略)</p>



(改正後)	(改正前)
<p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）  A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p><b>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>  (1) (省略)  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ①～② (省略)  ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u>  ④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u>  ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p><b>1 5～1 6. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）  A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p><b>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>  (1) (省略)  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ①～② (省略)  ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u>  <span style="display: block; text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></span> ④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u>  <span style="display: block; text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></span> ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>(追加)</u>  <span style="display: block; text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></span></p> <p><b>1 5～1 6. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p><b>1～1 2. (省略)</b></p> <p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p>	<p style="text-align: center;"><b>自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）</b></p> <p><b>1～1 2. (省略)</b></p> <p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p>

(改正後)	(改正前)
<p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④ (省略)</p> <p>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①～② (省略) ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u> ④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u> ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>1 5～1 6. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④ (省略)</p> <p>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①～② (省略) ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u> 当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u> ④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u> 当該手続が終了した日 <u>(追加)</u> ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） <u>(追加)</u> 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>1 5～1 6. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～1 2. (省略)</p> <p>1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① (省略) ② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④ (省略)</p> <p>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p>	<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）</p> <p>1～1 2. (省略)</p> <p>1 3. (休眠預金等活用法に係る異動事由) 当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。 ① (省略) ② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。） A 公告の対象となる貯金であるかの該当性 B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地 ③～④ (省略)</p> <p>1 4. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p>

(改正後)	(改正前)
<p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り、）<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>15～16. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>定期積金規定</b></p> <p>1～19. (省略)</p> <p>20. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 積金契約者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下積金契約者等といたします。)</u> から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p style="margin-left: 20px;">A 公告の対象となる積金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができる</p>	<p style="text-align: center;"><b>定期積金規定</b></p> <p>1～19. (省略)</p> <p>20. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 積金契約者等 <u>(追加)</u> から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り、）</p> <p style="margin-left: 20px;">A 公告の対象となる積金であるかの該当性</p> <p style="margin-left: 20px;">B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>③ この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができる</p>

(改正後)	(改正前)
<p>ものに限りません。)、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</p> <p>22～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p>ものに限りません。)(追加) 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 (追加)</p> <p>22～23. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>積立式定期貯金規定</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といいます。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>16～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;"><b>積立式定期貯金規定</b></p> <p>1～13. (省略)</p> <p>14. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</p> <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）</p> <p>A 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p>B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p>15. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p>16～17. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>通知貯金規定</b></p> <p>1～11. (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>通知貯金規定</b></p> <p>1～11. (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p><b>1 2. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ② 貯金者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下貯金者等といたします。)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）  A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>  (1) (省略)  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ①～② (省略)  ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u>  ④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u>  ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p>1 4～1 5. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2021年4月1日現在)</p>	<p><b>1 2. (休眠預金等活用法にかかる異動事由)</b>  当組合は、この貯金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ② 貯金者等 <u>(追加)</u> から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）  A 公告の対象となる貯金であるかの該当性  B 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③ (省略)</p> <p><b>1 3. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b>  (1) (省略)  (2) 第1項第2号において、将来における貯金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。  ①～② (省略)  ③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払が停止されたこと <u>(追加)</u>  <div style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></div> ④この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと <u>(追加)</u>  <div style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></div> ⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限り。）<u>(追加)</u>  <div style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></div></p> <p>1 4～1 5. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (2020年4月1日現在)</p>
<p style="text-align: center;"><b>まごころ準備定期積金規定</b></p> <p><b>1～1 9. (省略)</b></p> <p><b>2 0. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ②積金契約者等 <u>(休眠預金等活用法第2条第3項に定義される積金契約者のほか相続人等の貯金等に係る債権を有する者を指し、以下積金契約者等といたします。)</u> から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り</p>	<p style="text-align: center;"><b>まごころ準備定期積金規定</b></p> <p><b>1～1 9. (省略)</b></p> <p><b>2 0. (休眠預金等活用法に係る異動事由)</b>  当組合は、この積金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。</p> <p>① (省略)  ②積金契約者等 <u>(追加)</u> から、この積金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この積金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り）</p>

(改正後)	(改正前)
<p>ます。)</p> <p>A 公告の対象となる積金であるかの該当性</p> <p>B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p><b>21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと、<u>当該支払停止が解除された日。</u></p> <p>③この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>当該手続が終了した日。</u></p> <p>④法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。</u></p> <p><b>22～23. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (<u>2021年4月1日</u>現在)</p>	<p>A 公告の対象となる積金であるかの該当性</p> <p>B 積金契約者等が公告の前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地</p> <p>③～④ (省略)</p> <p><b>21. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</b></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 第1項第2号において、将来における積金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、積金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p>① (省略)</p> <p>②法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この積金について支払が停止されたこと、<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該支払停止が解除された日 <u>(追加)</u></p> <p>③この積金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該手続が終了した日 <u>(追加)</u></p> <p>④法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）、<u>(追加)</u></p> <p style="text-align: right;">当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日 <u>(追加)</u></p> <p><b>22～23. (省略)</b></p> <p style="text-align: right;">以上 (<u>2020年4月1日</u>現在)</p>